京都府立医科大学入学者選抜における不正行為等の取扱いについて

（2026.11.26）

入学者選抜における不正行為等の取扱いは、以下のとおりです。

１．不正となる行為

・故意に虚偽の出願資格を登録すること、または偽造・変造した書類の提出や出願書類に虚偽の記載をすること。
・受験票等の内容を改ざんすること（本人以外の写真を使用した場合など）。
・解答用紙へ故意に虚偽の記入をすること。
・他の人になりすまして受験すること、または他の人に受験させること。
・カンニングを行うこと。
（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりする、教科書・参考書・辞書等の書籍類の内容を見る、他の受験者の答案等を見る、他の人から答えを教わることなど）
・他の受験者のカンニングの手助けをすること。
・配付された問題冊子・解答用紙を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
・試験場において監督者等の指示に従わないこと。
・試験時間中に、電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラスなど）、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤーなど）を使用すること。
身に付けていたり手に持っていたりしている場合も、使用しているものとみなします。
・試験時間中に、電卓等の補助具を使用すること。

２．試験妨害となる行為

・試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
・試験場において他の受験者の受験を妨げる行為をすること。
・試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

３．不正行為・試験妨害を行ったときの対応

・不正行為・試験妨害を行った場合は、その場で受験の中止と退室が指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した当該年度の全ての試験の成績を無効とします。
・試験終了後に不正行為が発覚した場合であっても、同様に取り扱います。
・上記１及び２の行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

４．不正と疑われる行為

次の行為を行うと不正行為と疑われる場合があります。不正行為とみなされた場合は上記３と同様に扱います。

・試験時間中に、机上に置けるもの（受験票、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、時計、眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー）以外をかばんにしまわず、机上に置いていたり、衣服の中も含めて身につけていたりすること。
・試験時間中に、みだりに周囲を見回したり、長時間、机の下や服のポケット等に手を入れたりすること。